

令和5年度事業（案）について

【取組方針】

成年年齢引下げを踏まえ、高校生をはじめとした若者への消費者教育の拡充に取り組むほか、被害が増加している特殊詐欺など、高齢者の被害・トラブルが後を絶たないことから、警察や地域関係機関と連携し、最新情報や相談窓口の周知に取り組む。

【主な事業（案）】 資料1の事業に加え

・消費生活センター移転（相談機能一元化事業） 移転予定：令和5年10月

消費生活センターを市役所南館1階に移転、法律相談をはじめとした市民相談機能を一元化
市民の利便性の向上、福祉部門等との円滑な連携により、トラブルの迅速な解決を図る。

・消費者月間記念講演会の開催（継続）

消費者月間の取組として、社会学者 上野 千鶴子氏を招き、高齢者をターゲットに終活をテーマに講演会を開催、あわせて消費生活センターや消費者ホットライン188を周知

・地域包括支援センターとの連携強化

各地域の地域包括支援センターと連絡体制の強化を図り、必要な情報を迅速に周知し、被害の未然防止に努める。

【期待される効果】

- ・見守り支援者へ等々適切なタイミングで必要な情報等を届けるほか、福祉部門等との円滑な連携により、消費者被害の未然・拡大防止を図ることができる。

※R5年度予算議決後、正式に実施が決定